

茶屋町B-2・B-3地区第一種市街地再開発事業
公募型プロポーザルによるECI事業者募集のお知らせ

2026年4月23日

茶屋町B-2・B-3地区市街地再開発組合

■主な業務範囲

実施設計に関する技術協力業務、施工計画検討、施設建築物新築工事

■主な応募資格基準

- ①建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査のうち、有効期間内のもので建築一式工事の総合評定値が1,600点以上であること。
- ②過去10年以内に以下のa及びbに示す内容を満たす建築物の施工実績が3件程度あること。
 - a 延床面積30,000㎡以上かつ高さ60m以上
 - b 主要用途が事務所又はホテルの複合施設
- ③技術協力にあたり、②と同種・同規模の設計及び建築に携わった経験のある一級建築士及び1級建築施工管理技士を管理技術者として配置できること。

■応募要項の配付

日時：2026年4月23日(木)13時～2026年5月1日(金)17時

入手方法：応募要項の配付を希望される方は、以下の施工予定者選定委員会事務局までメールにてご連絡ください。施工予定者選定委員会事務局より応募要項をメールで送付します。

茶屋町B-2・B-3地区第一種市街地再開発事業 施工予定者選定委員会事務局
〒530-0027 大阪市北区堂山町3-3 日本生命梅田ビル11階
株式会社アール・アイ・エー大阪支社(担当：降旗)
E-Mail: chayab2b3@ria.co.jp